（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

第二条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年経済産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「旧認定に係る旧規則第十三条第一項」を「この省令の施行前に旧認定に係る旧規則第十三条第一項に規定する経営承継贈与者の相続が開始した場合には、同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　旧認定に係るこの省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十三条第一項の経済産業大臣の確認及び同条第四項の確認の取消しについては、同条第一項第六号中「五人以上」とあるのは、「一人以上」と読み替えるものとする。

附則第六条中「この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）」を「新規則」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の各号に掲げる事由があった場合であってこの省令の施行後に当該事由に係る法第十二条第一項の認定（当該各号に定める事由に係るものに限る。）の申請がされたときにおける同項の認定については、この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二十条の規定を除き、なお従前の例による。

一　贈与　この省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項第七号の事由

二　相続　旧規則第六条第一項第八号の事由

2　この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定の申請であってこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、新規則第二十条の規定を除き、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定及び前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によりされた認定（以下「旧認定」と総称する。）に係る旧規則第八条第一項から第三項までの認定の有効期限、旧規則第九条第一項から第三項までの認定の取消し、旧規則第十条第一項及び第二項の合併があった場合の認定の承継、旧規則第十一条第一項及び第二項の株式交換等があった場合の認定の承継並びに旧規則第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項及び第十一項の報告並びにこの省令の施行前に旧認定に係る旧規則第十三条第一項に規定する経営承継贈与者の相続が開始した場合における同項の経済産業大臣の確認及び同条第四項の確認の取消しについては、新規則第二十条の規定を除き、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行前にされた旧規則第十六条第一項の確認又は旧規則第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認の申請であってこの省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされていないものに係るこれらの確認については、なお従前の例による。

第五条　この省令の施行前にされた旧規則第十六条第一項の確認若しくは旧規則第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認又は前条の規定によりなお従前の例によることとされた確認（以下「旧確認」と総称する。）であって次の各号のいずれかに該当するものに係る旧規則第十八条第一項の確認の取消しについては、なお従前の例による。

一　旧認定に係る旧確認

二　附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた認定の申請をしようとしている又は申請をした場合における当該認定に係る旧確認

第六条　旧確認（前条各号のいずれかに該当するものを除く。この条において同じ。）は、新規則第十六条第一項の確認又は新規則第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認（以下「新確認」と総称する。）とみなす。

2　前項の旧確認に係る次の各号に掲げる者は、同項の規定によりみなされた新確認に係る当該各号に定める者とみなす。

一　旧規則第十五条第三号の特定後継者　新規則第十五条第三号の特定後継者

二　旧規則第十五条第四号の特定代表者　新規則第十五条第四号の特定代表者

三　旧規則第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者　新規則第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者

告　示

○内閣府告示第二百二十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

都道府県の知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、地域防災力向上支援事業費補助金について、次に掲げる事務を行う。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定に基づく交付申請書の受理

二　法第六条第一項の規定に基づく交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三　法第七条第一項の規定に基づく補助事業等の経費の配分の変更の承認、補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認及び補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理、審査及び必要に応じて行う現地調査等

四　法第八条の規定に基づく決定の通知

五　法第九条第一項の規定に基づく交付申請の取下げの受理

六　法第十二条の規定に基づく状況報告の受理

七　法第十三条の規定に基づく補助事業等の遂行命令及び一時停止命令に係る通知

八　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受理

九　法第十五条の規定に基づく額の確定及び通知

十　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令に係る通知

十一　法第十八条第二項の規定に基づく返還命令

十二　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等

○内閣府告示第二百二十四号

租税特別措置法施行令第五条の十一第三項及び第二十八条の四第三項の規定に基づき内閣総理大臣が指定する減価償却資産（平成二十一年内閣府告示第十二号）は、廃止する。

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

○総務省告示第三百十八号

平成十八年総務省告示第四百五号（地方税法施行規則附則第六条第百五項第三号ロに規定する総務大臣が別に定める地域を定める告示）は、廃止する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第三百十九号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第五十四項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百九号（地方税法施行規則附則第六条第九十四項に規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博